

第12回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月25日(木)午後2時00分から午後5時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、6番
新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 1番 高橋 睦子)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 15 号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議 第 69 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 70 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 71 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 8 議 第 72 号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 田宮枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第12回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席1番高橋睦子委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席番号4番新野勝廣委員、5番佐々木一宏委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第15号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第15号、平成29年12月26日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。12月申し出件数3件、田20,530㎡。個人への調整決定件数1件、8,457㎡。保留2件、12,073㎡。所有権移転合計1件、8,457㎡。利用権の設定。12月再設定件数6件、田50,438㎡。12月申出件数7件、田39,103㎡。利用権設定合計11件、田85,780㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第69号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局

の説明を求めます。

主事 原田恭兵

9ページをご覧ください。議第69号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は7件です。

(議第69号1番から7番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

11ページをご覧ください。議第70号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第70号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

議席2番 鈴木秀男委員

番号1番について、1月17日に推進委員の齋藤委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

12ページをご覧ください。議第71号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第71号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び2番について、本職より報告いたします。

議席10番 大沼 藤一

番号1番及び2番について、本職より報告いたします。1月22日に推進委員の齊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大であるが農地の状況が悪く、貸し人、借り人両者合意の上で使用貸借の設定をするものです。借り人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

議席4番 新野勝廣委員

最初から保全管理で契約することでいいのか。

主事 原田恭兵

荒れている農地なので、保全管理を行うことで遊休農地化しないことで借りた農地のためやむを得ない。また、貸し人の要望である。

議長 大沼藤一

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第72号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。なお、本案件は、全委員による調整会議を経て上程されたものがありますので、簡略に説明願います。

主事 原田恭兵

議第72号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

13ページです。(議第72号本文及び整理番号7512番から7527番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7512番から7527番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第12回川西町農業委員会総会を閉会いたします。